

12 税

所得税の障害者控除

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 身体障害者手帳 1～6 級
- (2) 愛の手帳 1～4 度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級
- (4) 精神上的の障害により事理弁識する能力を欠く状況にある方
- (5) 寝たきりで複雑な介護を要する方
- (6) 年齢 65 歳以上の方で、(1) または (3) に準ずると市区町村長または特別区の区長に認定を受けている方

内 容 納税者自身が障害者であるときまたはその同一生計配偶者や扶養親族の方が障害者であるときは、申告により所得金額より控除額を差引くことができます。

控除種類	該 当	控除額
障害者控除	身体 3～6 級・知的 3～4 度・精神 2～3 級	27 万円
特別障害者控除	身体 1～2 級・知的 1～2 度・精神 1 級および上記 (4)(5)	40 万円
特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者または納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている方（同居特別障害者に該当）		75 万円

問合せ 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211（自動音声） 〒 135-8311 猿江 2-16-12
江東東税務署 ☎ 03-3685-6311（自動音声） 〒 136-8505 亀戸 2-17-8

住民税の障害者控除

対象者 障害者本人または障害者を扶養している方

※身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等または障害者控除対象者認定書（介護保険課在宅支援係）をお持ちの方

内 容 特別区民税・都民税の申告により所得控除を受けることができます。

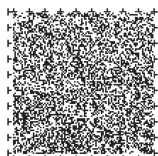
年末調整や確定申告等で障害者控除の申告をされた方は、特別区民税・都民税の申告の必要はありません。

種 類	控除額
障害者控除（1 人につき）	26 万円
特別障害者控除（1 人につき）	30 万円
※同居特別障害者に該当する場合	53 万円

※障害者本人の合計所得金額が 125 万円以下（令和 3 年度以降は 135 万円以下）の場合は非課税となります。

問合せ 課税課課税計画係・課税第一係・課税第二係

☎ 03-3647-8001・03-3647-8002・03-3647-8004 FAX03-3647-4822



高齢者の方に対する税法上の障害者控除

対象者 次のすべてにあてはまる方

- (1) 区内在住で 65 歳以上である
- (2) 要介護 1 ～ 5 の認定を受けている ※要支援 1・2 の方は該当しません。
- (3) 身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する

内 容 (1) 確定申告や住民税申告等で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

(2) 認定書の交付を受けることにより、障害者手帳をお持ちでなくても「(特別) 障害者控除」の対象となります。

※要介護 4・5 の方は、住民税申告に限り、介護保険証の提示により特別障害者控除の対象となり、上記認定書は不要です。

※認定書は障害者控除対象年の 12 月 31 日時点の要介護度・身体状況等に基づき発行するため、発行は翌年 1 月以降となります。

申 請 必要なもの

- (1) 申請書（ホームページより印刷できます。）
 - (2) 対象者の介護保険証
 - (3) 申請者の身分を証明するもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ※郵送での申請を希望される場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

問合せ 介護保険課在宅支援係

☎ 03-3647-4319 FAX03-3647-9466

自動車税(軽自動車税) 環境性能割・自動車税種別割の減免

対象者 障害者手帳等（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。）、戦傷病者手帳）をお持ちの方

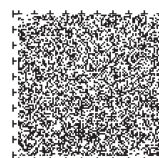
内 容 対象の方が使用する自動車で一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税（軽自動車税）環境性能割および自動車税種別割の減免を受けることができます。

申 請 申請期限：当該年度の 4 月 1 日から納期限（通常は 5 月 31 日）まで
6 月から翌年 3 月末までの期間は、翌年度からの減免適用を条件として、事前受付します。

新車および中古車新規登録の場合は、取得（登録）の日から 1 か月以内に申請してください。

問合せ 東京都自動車税コールセンター

☎ 03-3525-4066

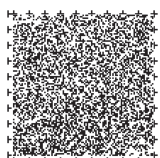


軽自動車税（種別割）の減免

- 対象者** (1) 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、軽自動車税（種別割）の減免の対象となる障害を有する方（詳しくはお問い合わせください。）
(2) 愛の手帳（1～3度）
(3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）（精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方に限ります。）
- 内 容** 身体障害者および精神障害者または身体障害者および精神障害者と生計を一にする方が軽自動車を所有し、もっぱらそれらの方のために使用する場合、1台に限り（※自動車税（種別割）を含む1台に限る）減免されます。
軽自動車の構造を身体障害者用に改造したものも減免されます。
- 申 請** 必要なもの
(1) 各種障害者手帳 ※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証もご持参ください。
(2) 車検証又は標識交付証明書
※電子車検証をお持ちの方は、同時に交付される「自動車検査証記録事項」もご持参ください。
(3) 身体障害者もしくは生計を一にする方の運転免許証
申請期限：軽自動車税（種別割）納期限まで
- 問合せ** 課税課税務係
☎ 03-3647-8093 FAX03-3647-4822

個人事業税の減免

- 対象者** 納税の合計所得金額が370万円以下で、納税者または扶養親族等が障害者であるとき。
※合計所得金額とは、事業・不動産所得の他に給与・雑・分離所得等、各種所得金額の合計金額（青色申告特別控除前）
- 内 容** 減免額：1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）を控除詳しくはお問い合わせください。
- 問合せ** 中央都税事務所
☎ 03-3553-2151
〒104-8558 中央区新富2-6-1



贈与税の非課税

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 特別障害者（所得税の障害者控除参照）
- (2) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

内 容 特定障害者が「特定障害者扶養信託契約」に基づいて、信託受益権を贈与により取得した場合、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等経由で税務署に提出することにより、信託受益権の価格うち特別障害者 6,000 万円、（特別障害者以外の者は 3,000 万円）までの金額に相当する部分については贈与税がかかりません。詳しくは税務署にお問い合わせください。

問合せ 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211 〒 135-8311 猿江 2-16-12
江東東税務署 ☎ 03-3685-6311 〒 136-8505 亀戸 2-17-88

相続税の軽減

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 身体障害者手帳 1～6 級
- (2) 愛の手帳 1～4 度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1～3 級
- (4) 戦傷病者手帳特別項症 1～6 項症
- (5) 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者でその障害が重度の方

内 容 相続または遺贈により財産を取得した法定相続人で 85 歳未満の障害のある方は、障害の程度や年齢により相続税が軽減される場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。

問合せ 江東西税務署 ☎ 03-3633-6211 〒 135-8311 猿江 2-16-12
江東東税務署 ☎ 03-3685-6311 〒 136-8505 亀戸 2-17-8

福祉定期預金

対象者 次のいずれかにあてはまる方

- (1) 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者
 - (2) 障害基礎年金等を受給している方
 - (3) 上記以外の国制度の各種手当・年金を受給している方
- ※心身障害者福祉手当（区制度）、老齢年金等は対象になりません。

内 容 定期預金の利率が上乗せになります。

申 請 年金証書、手当の証明書を持参し、各金融機関にお届けください。

※（1）の手当の受給者証明書は、障害者支援課で発行しています。

障害者支援課障害者福祉係 ☎ 03-3647-4952 FAX03-3647-4910

問合せ 最寄りの各金融機関（取扱いのない金融機関もあります。）

